

健康保険料率が改定されました

平成24年3月分保険料（5月1日納付期限）から8.6% → 9.2%

健康保険組合の財政は、景気低迷による保険料収入が伸びない中、高齢者医療制度への拠出金が大幅に増加し、また、医療費も増加傾向にあることから非常に厳しい状況に置かれております。平成23年度は積立金を取り崩して収支の均衡を図ってまいりましたが、平成24年度は高齢者医療制度への拠出金が前年度より1億9,000万円（20.4%）増加したことから、大幅な赤字となり現行の保険料率では積立金も枯渇してまいります。

つきましては、今後も安定した事業運営を行うために、保険料率の引上げを行うことを2月9日に開催されました第128回組合会でご審議をいただいた結果、平成24年3月分保険料（任意継続被保険者は平成24年4月分保険料）から改定することが議決されました。

事業主、並びに被保険者の皆様には厳しい経済状況の中で、さらにご負担をおかけすることとなりますが、加入者の皆様の医療と健康を支えるため、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

	負担区分	変更前	変更後
健康保険料率	事業主	4.5%	4.7%
	被保険者	4.1%	4.5%
	合計	8.6%	9.2%

保険料月額表は[こちら](#)をご覧ください。

介護保険料率1.3%は変更ありません。

